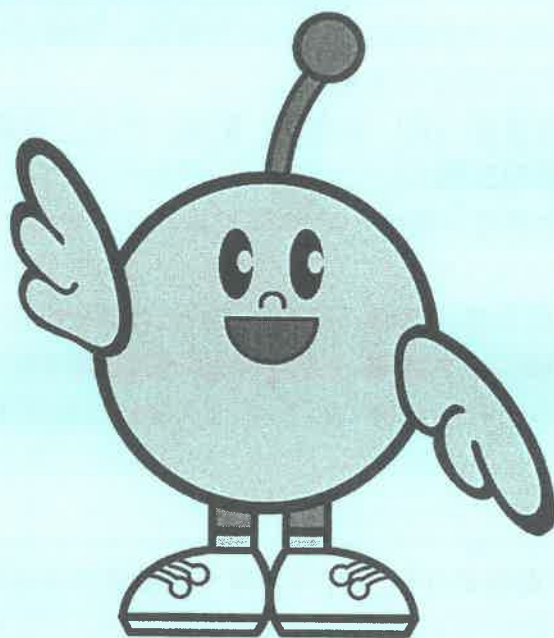


## 回 覧

# 福島県高齢者支え合い コミュニティ支援事業 募集について



募集期間 令和元年5月22日（水）まで

※まずは下記までお問い合わせください。

★大玉村役場健康福祉課高齢福祉係 ☎24-8116（直通）

さあ、楽しい町内会活動に参加して楽しみましょう。  
高齢者が主役のコミュニティづくりを始めませんか。

## 1 福島県高齢者支え合いコミュニティ支援事業とは

町内会等において、高齢者が主体となって行う、生活支援や住民間の交流などの取組を支援するため、活動に必要な経費を補助する事業です。

## 2 事業の内容

### (1) 対象事業

#### ア 募集事業

(ア) 町内会等において高齢者自身が主体的に参画する活動を通して、生活支援、見守り、住民間の交流、人材育成、地域づくりなどの地域コミュニティづくりにつながる事業。

例：a 生活支援（買い物支援、配食、送迎、介護・介助等）

b 住民間交流

（介護者支援のための交流会開催、介護の情報誌の発行等）

c 見守り（声かけ、安否確認のための訪問活動等）

d 人材育成（介護の研修・勉強会の開催等）

e 地域づくり活動（徘徊対応の模擬訓練等）

f その他町内会等で行う生活支援につながる活動

#### 募集事業の具体的な例（町内会等で高齢者が中心となって活動する例）

##### a 生活支援

(a) 高齢者世帯の買い物支援、配食、買い物や通院等の付添などの生活支援活動

##### b 住民間交流

(a) 介護者同士が悩みの共有や互いにねぎらえる交流会

(b) 介護に関連した情報誌の発行

##### c 見守り

(a) 単身高齢者世帯や高齢者夫婦世帯等への定期的な巡回訪問や相談等  
高齢者の見守り活動

- d 人材育成
  - (a) 介護に関する研修会や勉強会
- e 地域づくり
  - (a) 徘徊する高齢者への対応を学ぶための模擬訓練

## イ 要件

募集事業は、次の要件を全て満たすものとする。

- (ア) 町内会等活動のモデルとして、県内に拡げられる取組であること。
- (イ) 生活支援活動（生活支援に必要とする知識を得る活動、生活支援のための人材育成を含む）を実施している（又は実施予定がある）。
- (ウ) 県からの支援終了後も継続して実施する見込みがあること。
- (エ) 他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定のないこと。
- (オ) 県の要請に応じ会議等に出席し、活動内容を発表又は報告すること。

### (2) 対象団体

対象事業に取り組む町内会等とします。法人格の有無は問いません。  
ただし、過去に当事業で補助を受けた団体は除きます。

### (3) 対象経費

対象事業の立ち上げ、取組等に要する報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料。

なお、高額な物品（税込み10万円を超えるもの）や財産の購入に関する経費及び食糧費（食材費は除く）、会の運営資金については補助の対象外となります。

#### 対象経費の具体的な例

- ・人材育成の研修会等の開催又は運営のための経費
- ・介護の情報誌の作成費
- ・勉強会や研修会等の会場使用料
- ・研修会開催のチラシ制作費 など

### (4) 対象期間

事業決定の日から当該日の属する年度の2月28日までとする。

### (5) 県の支援

県は対象団体に対し、専門家と意見交換をする場を設定するなどの支援を行う。

### 3 補助金の額

50万円以内

### 4 応募方法等

#### (1) 応募者

対象団体となる町内会等

#### (2) 応募書類

- 事業提案書・収支予算書・町内会等概要書・町内会等役員名簿  
町内会等の規約（写）

様式は、大玉村健康福祉課窓口及び福島県健康づくり推進課のホームページからダウンロードできます。

国に提出する書類等を提出いただくことになります。

なお、詳細は改めてお知らせします。

### 5 選定

- (1) 応募者から提出された事業計画書等に基づき、本事業の目的に沿ったモデル事業としての適否について審査し、補助団体を選定します。
- (2) 結果については、応募者に通知します。
- (3) 採択された事業は、事業実施において条件等を付す場合があります。
- (4) 選定後の事務手続きは、別途お知らせします。

### 6 取組結果の発表

採択された事業については、取組結果を発表していただくとともに、県のホームページで活動内容を紹介します。